

登録していますか？

「パートナーシップ構築宣言」

～取引先との共存共栄・取引条件のしわ寄せ防止に向けて～

宣言によるメリットは？

- ・国や県の取組の一部で**優遇措置**が受けられます
 - ・多くの企業が宣言することで、サプライチェーン全体で「取引の適正化」が進み、**自社業績の向上**につながります
 - ・宣言の取組を実践することでSDG sの目標にも取組んでいることとなります。
- ※自主宣言のため、登録によって生じる**義務はありません**

宣言企業への群馬県の優遇措置



1. 補助金で**加点措置**を実施
ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金
2. 制度融資で**優遇措置**を実施
「中小企業パワーアップ資金」の対象の一つに追加

宣言企業への国の優遇措置

賃上げ促進税制（大企業「資本金10億円以上かつ従業員数が1,000人以上の企業」）の要件
※その他補助金の加点等の優遇措置は裏面を御覧ください。

交渉に向けた各種支援策等

1. **価格交渉支援ツール等**
埼玉県HPにおいて、価格交渉の根拠資料の作成を支援する「価格交渉支援ツール」や「収支計画シミュレーター」を提供（無料）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>
2. **適正取引講習会eラーニング**
取引先との適正な関係構築に向けて、中小企業庁が随時開催
<https://tekitorisupport.go.jp/e-learning/>
3. **価格交渉ハンドブック**
価格交渉に向けた事前準備や交渉方法等をまとめたハンドブック（中小企業庁作成）
[kakaku kosho handbook.pdf \(meti.go.jp\)](https://kakaku.kosho.handbook.pdf(meti.go.jp))
4. **価格転嫁サポート窓口**
価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援等を実施
場所：群馬県よろず支援拠点（(公財)群馬県産業支援機構内）027-265-5016
https://www.g-inf.or.jp/html/consultation_counter.html

「宣言」に係る県の取組等について

群馬県地域企業支援課マーケティング支援係

027-226-3359

群馬県HP「価格転嫁の円滑化に向けた取組等について」

URL：<https://www.pref.gunma.jp/page/211520.html>



価格転嫁の円滑化に向けた取組等
についてHP

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

（<https://www.biz-partnership.jp>）に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

